

わゆる専従者控除の限度額の引き上げをしようとするものでございまして、青色につきましましては、十万円のものに十二万円に、白色の申告者につきましましては、六万円でありますものを八万円に引き上げようという改正でございます。

次は、一三ページへまいりまして、第三十四条の改正でございます。第三十四条は、現行法で申しますと「所得控除に関する規定でございまして、そのうち扶養控除は、御承知のとおり一人について四万円控除するのが現行法の原則でございまして、しかし、もしも配偶者が不在の場合には、配偶者控除を受ける方がないわけでありまして、その場合には第一目の扶養親族に限りまして七万円まで扶養控除額を引き上げようという規定でございまして、しかしながら、配偶者のうちに、前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があつた場合、つまり控除対象配偶者にならない配偶者があつた場合に限り、扶養親族のうち第一目を一万円低くいたしまして、六万円にするという規定でございまして、しかし、この際これを改めまして、配偶者の前年の所得金額が五万円であるかどうかを問わず、第一目の扶養親族控除を七万円まで引き上げようとする改正であります。

次は一八ページにまいりまして、第四十五条の三の改正であります。第四十五条の三は、所得税法の規定に基づきます確定申告書の提出を要しないというに、住民税については申告書の提出を要しないというにいたしまして、その確定申告書を提出したことをもって住民税の申告書が提出されたものとするという、申告手続の簡素化に関する規定でございます。

次は二〇ページへまいりまして、第五十二条の改正であります。これは法人の均等割の税率を、従来、県民税につきましては一律に六百分でございまして、資本金または出資金額の段階によりまして税率に差額を設けることとしたしまして、資本金一千万円をこえます法人につきましては年額千円、それ以外の法人につきましては年額六百円に改めようとするものであります。これに伴いまして、税率は、一つの資本金あるいは出資金額をもって判定するということ関係について、二項以下に規定してございまして、

次は二四ページへまいりまして、第五十三条の改正規定でございます。この改正は、大体規定整備関係でございますが、第十項で、いわゆる粉飾決算をいたしたした場合に、法人税について更正が行なわれ、この更正によって減額となる法人税があるいはそれに伴う法人税割りを、翌年度以降において調整してまいるわけでございますが、その場合に、従来はその法人がさらに新たな別の法人と合併したような場合の手続についての規定が欠けておりましたので、それを加えたものでございまして、

なお三〇ページへまいりまして、第十二項の規定を加えておりますが、第十二項の規定の改正は、法人税の均等割りにつきまして、事務所、事業所、寮等がありまする場合に課税がされるわけでございますけれども、寮だけあります場合には、法人税の中間申告に相当する申告を出します場合に、その寮についてまで申告をする必要はないと考えますので、その点の簡素化をはかっているものでございまして、

三二ページの五十六條の改正規定は、延滞金の計算方法の改正に伴う規定の整備でございます。次に三四ページへまいりまして、五十七條の規定の改正は、分割基準の簡素化についての改正でございます。従来は事業年度中の各月末現在の従業員数の総合計をもつて課税標準を案分することとなつておりましたものを、原則として、各事業年度末日現在の従業員数だけで案分し得るようになつたものとすの改正でございます。なお、原則と申しますのは、三六ページに一、二、三と掲げてございまして、たとえば年度の途中で事業所が新設されたというような場合、あるいは事業年度の途中で事業所を廃止してしまつたというような場合、あるいは企業によりまして事業年度中ににおける従業員数の変動が非常に大きい、すなわち季節的に人数がふえたり減つたりするというような場合には、事業年度末だけの数字だけをもつて案分をいたしますと、実際に即さない場合がございまして、そういう場合には、事業年度中の各月末の従業員数を合計したもので案分するというにいたそうとするものでございまして、

次は、三八ページの六十四條の改正規定は、これも延滞金の計算方法の改正に伴います規定の整備でございます。次に四三ページへまいりまして、七十二條の十四の改正規定でございます。改正の第一点は、農業協同組合連合会が行ないます医療事業について、事業税を非課税としようとするものでございまして、いわゆる厚生連の行ないます医療事業についての非課税を加えたものでございまして、

次は五一ページへまいりまして、七十二條の十八の改正でございます。改正の第一点は、事業主控除を二十五万円から二十七万円に引き上げようとするものでございまして、第二点は、住民税と同じく、専従者控除限度額を、青色申告者につきましては十万円から十二万円に、白色申告者につきましては六万円から八万円に引き上げようとする改正でございます。次に五三ページへまいりまして、七十二條の二十三の三の改正でございます。これは先ほど住民税について申し上げましたと同じ規定でございまして、合併により消滅いたしました粉飾決算をした法人についての更正の場合の、新しい法人への繰り越しに関する規定を加えたものでございまして、以下ずつと各税につきまして、それぞれ延滞金の計算方法の改正に伴います規定の整備が続いております。

次は六四ページへまいりまして、七十二條の四十八の改正でございます。これは法人事業税につきましての分割基準の合理化に關します規定でございまして、内容は、先ほど住民税の法人税割りで申し上げましたものと全く同様でございまして、

次は七三ページへまいりまして、七十二條の五十四の改正でございます。これは法人税、事業

税あるいは法人住民税の分割基準の改正と同じような意味において、個人事業税につきましても、二以上の府県で事務所、事業所を設けて事業を行なつております場合の分割基準の合理化をはからうとするものでございまして、

次は七五ページにまいりまして、七十二條の五十五の改正でございます。旧法の第二項の削除をいたしまして、所得税等について修正申告書を政府に提出したした場合、あるいは所得税等について更正決定を受けた場合については、その旨を申告しなければならぬこととなつておりました現行法を改めまして、住民税についても共通の問題でございまして、そういう場合には、税務署で、地方団体が調べればわかることとございまして、で、納税者の申告の手続を省こうという趣旨のものでございまして、

次は七八ページへまいりまして、七十二條の五十五の二の改正でございます。これは住民税について申し上げましたと同じ意味で、個人事業税につきましまして、申告の簡素化をはかつたものでございまして、すなわち、所得税の確定申告書を提出された方は、事業税についても、その確定申告書の提出をもつて申告があつたものとみなすことによつて、申告手続の簡素化をはかろうとするものでございまして、

次は八〇ページにまいりまして、七十三條の四、不動産取得税の非課税規定でございます。が、産地地域振興事業団が取得いたしました業務の用に供します不動産につきましては非課税にしよう。従来も土地は非課税でございましたが、その上に工場、建物等がございました場合も、これを非課税にしようとするものでございまして、

次に八二ページの七十三條の二十七の五の改正でございます。この改正は、事業協同組合等が、公害防止事業団の設置いたしました、あるいは造成いたしました施設を取得いたしました、それを組合員に譲渡いたしました場合、いわば事業協同組合が中間に介在することになるわけでございまして、その取得については不動産取得税を免除し

ようという規定でございます。

次は八五ページへまいりまして、七十四条の二の改正でございますが、これは県分のたばこ消費税につきまして、百分の九から、一・三％上げまして百分の一〇・三としようとする改正でございます。

次は八六ページにまいりますが、八六ページから九五ページまでの各税目につきまして、延滞金の計算規定の改正に伴います規定の整備が続いております。

九六ページ以下は、市町村民税に關します規定の改正でございます。

第二百九十二条の規定の改正は、法人税額の定義についての改正でございますが、先ほど県民税について申し上げましたと同じように、租税特別措置法の改正に伴いまして、第四十二条の六を加えまして、租税特別措置において行ないます開発研究費の税額控除が当然に住民税に及ばないようにいたそうとするものでございます。

次は九八ページへまいりまして、二百九十五条の改正でございます。これは先ほど県民税で申しましたと同じく、障害者、未成年者の非課税範囲を二十六万円まで引き上げようとするものでございます。

以下、特に御説明を申し上げますもののほかは、県民税の改正と内容が同じでございますので、省略をさせていただきます。

一〇〇ページへまいりまして、三百二十二条の改正でございます。これは法人均等割りの税率についての改正でありまして、従来は、下の欄にござい

ますように、人口段階に応じまして、五十万以上の市では年額二千四百円、五万から五十万未満の市では年額千八百円、それ以外の市町村では年額千二百円となっておりますものを、人口段階による区分をやめまして、資本金または出資金額の大きさによって区分をすることとしたいたしました。一千万円をこえますものにつきましては四千円、一千万円以下の法人につきましては二千四百円と改めようとするものでございます。なお、こ

れに伴いまして、第二項において、それぞれ制限税率についても改正を行なっております。また、第三項以下は、その税率を適用すべき日はいつかという点を具体的にそれぞれの法人に即して定めたものでございます。

次は一一七ページの三百二十一条の五の二の改正でございます。この規定は、給与所得者についての市町村民税の特別徴収につきまして、従業員十人未満の小規模事業所におきましては、毎月徴収した特別徴収税額を、その翌月十日までに納めるということもたいへんだと考えられますので、納期の特例を設けまして、こういう場合には年二回にわたって納めていただくというような改正をしようとするものでございます。

次は一二七ページの三百二十一条の十三でございます。これは分割法人につきまして規定の明確化をいたしますとともに、明細書を提出することになっておりますものを、その明細書を、事務所のある全部の市町村ではなくて、主たる事務所所在地の市町村に対してだけ出せば事足りるようになりようとする改正でございます。そのほか分割基準の簡素化をはかっております。

次は一三七ページの三百二十八条の五の改正規定でございますが、これは、先ほど小規模事業所におきまして月々の特別徴収額につきまして、納期の特例を設けることとしたしましたが、同じ趣旨で、退職所得につきましての住民税の特別徴収につきまして、納期の特例を準用しようとするものでございます。

次は一四二ページの三百四十八条の改正規定でございますが、土地改良事業団体連合会というものを新たに非課税団体として加えようとするものでございます。

次は一四六ページの二十項の改正でございますが、これは都市交通対策に資するために私鉄等が設けます地下道、あるいは跨線道路橋というようなものについて、固定資産税の負担の軽減をはかるようとする改正でございます。次は一四七ページの三百四十九条の四の改正で

ございます。最近における大規模償却資産所在市町村の財政需要の増高の実態にかんがみまして、市町村が課税し得る限度額を引き上げようとするものでございまして、その内容は、一四八ページにもございまして、人口段階別に定められております課税限度額を、従来人口五万以上は全部十億円とおしなべてありましたのを、二十万人まで引き伸ばしてまいりまして、その段階を二十五億円にしようとする改正がその第一点でございます。

それから、その市町村に所在します固定資産のうち、少なくとも当該固定資産の二割は課税し得るといふ従来の規定を、十分の三まで課税し得るといふふうに、十分の二を十分の三に改めようとする改正が第二点でございます。さらに、基準財政需要額と基準財政収入額との割合で課税限度を定めておりますその割合を、従来の百分の百四十でありましたものを百分の百五十にこれを引き上げようとするのが改正の第三点でございます。

同様の趣旨で、三百四十九条の五は、新設大規模償却資産につきまして、基準財政需要額と基準財政収入額との関係で定めてまいります課税限度額を、従来の百分の百九十のものを百分の二百に、百分の百七十を百分の百八十に、百分の百五十を百分の百六十に、それぞれ一〇％ずつ引き上げようとする改正を行なっております。

次は、一五九ページへまいりまして、四百六十五条は、市町村分のたばこ消費税の税率についての改正でございます。従来の百分の十五を三・一％引き上げまして、百分の十八・一としようとするものであります。

次に、四百八十九条は、電気ガス税についての改正でございます。従来、三年間非課税の取り扱いをされておりましたものを、その期限満了に伴いまして、一般的に非課税規定の項に繰り入れようとする改正でございます。内容は、ポリプロピレン、アセチレン、アセトアルデヒド、及びポリプロピレン系合成繊維というような四種類の品目でございます。次は、一六三ページへまいりまして、四百九十

条の二の改正でございます。これは、ガス税の免税点を、現行五百円を七百円に引き上げようとするものでございます。以下ずっと各税目につきまして、延滞金の規定の改正に伴います整備が続いております。

一七三ページへまいりまして、七百条の三の改正規定は、軽油引取税につきまして、特別徴収義務者に義務違反等があった場合には、今回は、取り消すことができるようにしようという規定の改正をいたしております。取り消しました場合には、特別徴収義務者がまだ未課税の軽油を保有しているというような場合があり得るわけでありまして、その場合には特別徴収義務者が持っているものに直ちに課税できるようにしようとする規定の改正でございます。

次に一七四ページにまいりまして、七百条の四、第一項第五号の改正でございますが、「特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造又は輸入をして、当該製造又は輸入に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油」についての課税であります。従来は輸入だけしかございせんでしたが、自家製油をしたような場合もそういうことができるようにいたそうとするものでございます。

次は一七七ページへまいりまして、七百条の十一の二の改正でございますが、これは軽油引取税の徴収を確保いたしますために、特別徴収義務者に対して、保全担保の提供を命じ得る規定を置くようとするものでございます。

次に一七八ページへまいりまして、七百条の十一の三の改正でございますが、これは、先ほど申し上げましたように、特別徴収義務者であります特約業者に対して、担保の提供を命じたが、それに応じない、その他、特別徴収義務者として、このままにしておくことは不適当だといふ場合には、特別徴収義務者としての指定を取り消すことができるようにしようという規定を新たに設けようとするものでございます。次は一八七ページへまいりまして、七百三十四

条の改正規定は、法人の均等割り等の改正に伴います都の特例の読みかえ規定を改正しようとするものでございます。

次に一九〇ページのへまよりまして、附則の改正でございますが、附則第七項の改正は、開拓農地等の取得に対する不動産取得税の非課税の特例措置の延長を昭和四十七年三月三十一日まで五年間延ばそうとするものでございます。なお、これにつきましては、先般の特例法によりまして、五月三十一日まで一応二ヵ月間延長されておりますが、それをさらに昭和四十七年三月三十一日まで延ばすというところでございます。

なお、附則第九項につきましても、農地の交換分合によりまして不動産取得税の特例について同様の改正を行なっております。

次は一九二ページの附則第六十五項の規定の改正は、区分所有にかかります住宅の固定資産税の軽減措置についての合理化をはかるための規定の整備でございます。

次は一九九ページの附則九十四項へまよりまして、生命保険事業を行なう法人の事業税の課税標準の特例を規定しております。生命保険会社が厚生年金基金またはこの連合会と契約を結びまして、厚生年金関係の仕事を取り扱うという場合に、その収入保険料につきましては、当分の間事業税の課税標準から除外しようという改正でございます。

次に二〇〇ページの附則九十五項の改正は、交通安全対策の見地から、その設置が要請されております自動車停止装置につきましては、昭和四十二年一月二日から昭和四十七年一月一日までの間に設置されたものに限りまして、課税標準の特例を設けて二分の一にしようとするものでございます。

次に二〇一ページの附則九十六項の改正規定は、重油の水素化脱硫装置、普通水素化脱硫装置といっておりますが、硫黄を除くことによりまして、大気中の亜硫酸ガスの拡散を少なくしてという、こういうことで、重油精製段階で硫黄分を減

少させる装置をこれからつくっていくという問題がございます。そういうものにつきましては、昭和四十二年一月二日から昭和四十五年一月一日までに新しくできたものに限りまして、固定資産税について二分の一の課税標準の特例を設けようとするものでございます。

次は、二〇二ページの附則九十七項の、紙の製造に使われます電気ガス税について、当分の間の税率を百分の五に軽減しようとするものでございます。

以上が、第一条関係の改正でございます。次に、第二条関係の改正について申し上げます。

第二十三条の規定で、老年者の定義を、六十五歳以上の者で、前年の合計所得金額が五百万円以下の者であるというふうに限定をいたしましたのは、後ほど御説明申し上げますが、従来はこういう方々については、税額控除の規定がございましたのを、今回所得控除に改めようと考えておるのでございます。所得控除に改めまいとすると、所得の高い方は上積みの中の税率が適用になってまいりますので、減税の幅が大きくなってくるということがございますので、そういった点を考慮いたしまして、老年者については、五百万円以下の者に適用するということで、五百万円以下の者に限るとしたのでございます。

三十二条の改正は、青色事業専従者と配偶者扶養親族等の控除は、納税者の選択によることができるように改正をしようとするものでございます。

次は、二〇八ページにまいりまして、第三十四条の改正でございます。これは、先ほど申し上げましたように、従来は税額控除でありました障害者、老年者、寡婦、勤労学生についての控除を、所得控除に改めようとするものであります。五百万円といたしましたのは、従来税額控除が千円でございましたので、この千円を最低税率二%でもって割りますと、五百万円の所得に相当することになりますので、五百万円の所得控除にいたそう

とするものであります。

次に、四十五条の三の改正規定でございます。二二四ページでございます。これは、先ほど第一条の関係で申し上げましたように、所得税の確定申告書を出された方は、住民税の申告書を必要としないように一応改めました。なお、来年度以降に適用いたします場合、さらに規定の整備をしておかなくてはならないので、その関係の規定の整備をはかっています。

次は、二五七ページにまいりまして、第三条の改正でございますが、第三条によりまして改正は、昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律という形式をとっておりますが、内容的には、六月一日前に支払われました退職手当について、所得税法の改正法律によって計算をいたしました場合の、退職手当に対する住民税の過納があったという場合には、その過納分を、原則は特別徴収義務者に返すということになっております。直ちに退職手当の支払いを受けた人、すなわち退職者に返すようにいたそうと、こういう改正でございます。それに伴いまして、関係条例について所要の調整をいたしております。

以上が改正案の内容でございます。

○委員長(仲原善一君) 両案に対する午前中の審査は、この程度にいたします。

○委員長(仲原善一君) 委員の異動についてお知らせいたします。

本日、辻武寿君が辞任され、北條浩君が選任されました。

午後一時まで休憩いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。

本日、岸田幸雄君及び木暮武太夫君が辞任され、その補欠として横山フク君及び中津井真君が選任されました。

○委員長(仲原善一君) 地方公務員災害補償法案を議題といたします。

前回、すでに質疑は終了いたしました。御意見のあり方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○松澤兼人君 ただいま議題となっております地方公務員災害補償法案について、日本社会党を代表して反対の意見を申し述べます。

法案の内容としては、本委員会の審議の過程におきまして、政府はその提案理由の中におきまして、一、地方公務員法に基づき条例で補償の制度を定めることができるようになってはいるが、その数がきわめて少ない。二、特別職のあるものについては法律による補償の制度がない。三、国家公務員災害補償の制度が改善されて、地方公務員の補償との間にアンバランスが生じてきたこと。四、補償の実施体制においてもばらばらであることなどの点をあげて、この法案の必要性を力説していたのであります。ある面では地方公務員の公務災害に対する補償の改善と見られる点もある

のであります。われわれの立場からすれば次のような難点があるのであります。賛成すること

はできないのであります。

設けて、それに達するよう行政指導を行なうべきであります。

第二の点としては、もし一歩譲って、何らかの形で中央が管理運営をしなければならぬ必要があるとしても、法案の内容に示されている、基金が地方団体の負担金だけを当てにして、国からは何らの資金援助あるいは資金投下を行なっていないことは、片手落ちでありまして、納得できないのであります。

第三の点、政府は、この法案の基準を最高のものとして、それ以上の補償を削り、平均化しようとしているのでありまして、労使の慣行によって樹立されている条例によるそれ以上の補償内容を排除することを目標としているようでありまして、この点は質疑の過程で、法律基準以上のものでも、それが既得の権利であったり、または必要やむを得ないものならば認めるといっているのではありませんけれども、法文の中にその保証がないのでありまして、これはわれわれとして納得がいけないのであります。

第四の点、基金の運営審議会あるいは中央、地方の審査会等に対しては、職員の立場を代表し、その利益を擁護する人々の参加を明確にしておらないのでありまして、基金そのものが十分に民主的であるというふうには言えないのであります。

最後に、政府がどのように強弁しても、この法律による地方公務員の公務災害に対する基金の補償は官僚制の統制においてふんばんとしているものでありまして、基金の理事長、理事、監事等は、自治大臣が直接、間接選任するものでありますから、将来はおそらく官僚の古手そのいすにすわり、自治省の外郭としての中央機構ができ上がるのではないかと心配するものであります。地方公務員の生活上、身分上の問題は、まず地方団体の自主的判斷にゆだねるべきであり、その職務権限を中央に取り上げることは、どのような理由があるにもせよ、断じて承服できないところであります。

以上の理由により私は本法案に対して反対をするものであります。

○原田立君 私、公明党を代表しまして、地方公務員災害補償法案に反対の討論を行ないます。本法案は、地方公務員の公務災害補償の水準を、国家公務員と同一の水準まで統一に引き上げるというものであると理解されるので、その趣旨については一応よいことではあります。ただ、その技術的構成において、基金を設け、その基金に補償の実施を行なわせるというところは、特にこの基金に対する自治大臣の監督権の強さを考えた場合、結局、地方自治団体の固有事務を一部剝奪することとなり、地方自治の擁護という点から反対せざるを得ないのであります。

要するに、いまだ地方団体の自主性を尊重した法制にしておいたものでありまして、私は本法案には反対の意を表明するものであります。

○委員長(仲原善一君) ほかに御意見もないようでございますので、本案に対する討論は終局したものと認めます。

これより採決を行ないます。

地方公務員災害補償法案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成につきましては、先例により、委員長に御一任を願います。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を起こして。

地方税法等の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 幸い大臣しばらくおられるということでありますから伺いますが、今回の改正部分、

あるいはそれに関連したことじやございませんが、若干見解を承っておきたいと思ひます。

最近、最近というよりもかなり前から、地方税の税財源の充実強化というようにことが政府からいわれております。自治省のほうでそういうことを常に力説されておったのであります。しかし、毎年のようにそういうことが強調され、力説されていながら、あまりどうも税財源の強化充実という点になりまして、はつきりしたものが出来てこない。景気が好況に向かったというようにときには、若干の税の増収が見られますけれども、また反対に、景気が悪くなった場合にはさっぱりだめだと、まあこういうこともございまして、どうも何年来強調されておったことが、一向に実らないではないかという気がするわけなんです。そこで私は、先般も地方財政の充実というように点で若干お尋ねをいたしました。特にこの税財源の充実強化というようにどこにどういう具体的な方法を考えられておるのか。これはひとつこういう機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

で、特に税財源の充実強化を叫ぶ一方、住民税等においては、これは減税も行なわなければならないという、こういう問題も特に最近出てまいりまして、この国会におきましても、大蔵委員会等において大蔵大臣がはつきりそういうことを言っておる。あるいは税調等においてもこの問題を取り上げるというようにことにもなつてきているようであります。こういう時点で、ぜひとも地方団体には自主的な財源を与えなかならぬという、これはひとり税というだけでもございませんでしようが、大臣も強調しておられる問題でありますから、そういうこととの関連において、やっぱ具体的に税財源の強化、そういうようなことに対して、一つの方向というものが示されるべきじゃないだろうか、こういうふうに思ひますので、その点についてひとつ考え方を承りたいと思ひます。

○國務大臣(藤枝泉介君) 確かに御指摘のように、率直に申し上げまして、いろいろ地方の税源

を強化すると言ひながらも、従来目ぼしいものはなかったことは、認めざるを得ないところだと思ひます。それで、どんな具体的な方向かというお話でございます。先般もお答え申し上げたように、基本的には、国の補助金を減らして、その分をむしろ地方の財源に与えるという方向だと思ひますが、そういう中で考えられるのは、たとえば揮発油税の地方移譲をさらに大きくすると、あるいはたばこ専売益金を削って、たばこ消費税をもっと上げるとか、あるいは所得税と住民税との間の配分を考えていく。もともと、最後に申し上げました所得税と住民税との配分を変えていくというところにつきましては、実効があまりつ、しかも、低所得の方々の負担増にならないようなくふうをいたさなければなりませんので、いろいろ問題があるかと思ひますが、考えられる方向としては、ただいま申し上げたようなことを具体的に考えていかなければならないと存じております。

○鈴木壽君 いまのお話で、実はどうもまだはつきり理解できない点もあるんですが、たとえば毎年国から地方団体へ出るいわゆる負担金、補助金、特に補助金という場合に、確かにたくさん額でありますし、これを地方に与えても、しかしこれは税という形で地方に与えて、いわゆるわれわれがいま考えている地方税ですね、そういう形での、何かの形でいうことは、これはちよつとむずかしいんじゃないだろうかと思ひます。たとえば交付税のような形とか、何かの交付をする形をそういうふうに変えたい、いまの税という、さつきから申し上げておりましたいわゆる地方税の上に何かプラスしてやるといふような形では、この問題は解決できないんじゃないだろうかと思ひます。

私がお聞きしておるのは、いわゆる税財源、これはまあ何も狭く考える必要はありませんけれども、税財源という場合に、現在のわれわれが普通地方税といつておるもの、あるいは譲与税でもいいと思ひますが、そういうものの形で、そういう

中で、一体どうより多くの財源を得られるようにするのかが、普通いわれる税財源の強化だろと、こういうふうな思ふわけですが、そういう点からしますと、ちよつと補助金云々ということは、地方財政一般としての問題であればともかくです、税財源の問題では、なかなかこれはすぐ乗つてこないんじゃないだろうかと思ふのであります。しかし、まあ他方、それはともかくとして、揮発油の税金、まあこれは、たとえ道路財源にというふうなことで、四十二年度予算編成の際にかなり大臣なんかも努力されたことだと思ふますが、また、たばこ消費税の税率の引き上げということも、昨年の臨時的な措置に続いて、恒常的なものになつて、その結果若干の率の引き上げが行なわれた。まあこういうことは、やはりこういうことによつて税財源の強化をはかつていくという、そういう考え方はわかるんであります。ただ、そういうことだけでは、これはまあ揮発油、ガソリン税の配分がどういうふうになるのか、これははっきりしない段階ですから、これ以上言うことも何でありますから、あまりこまかいことに触れておられないと思ふますけれども、しかし、これをやってもですね、これによつて税財源の強化というふうなことが終わりというふうなことはならんかと思ふますね。むしろ最後に述べた所得税と住民税との、まあ普通いう税財源関係ですね、こういうものがどう行なわれるのか、こういうことが一つの大きな問題であり、これによつて、もしも言つたようにうまく利用できれば、常に相当効果があるだろうと思ふのですが、こういうことに對しては、もつとそういうふうな考えたいというふうな程度でなしに、一つの案をお持ちじゃないだろうかと思ふのですが、その点どうでしょう。

○鈴木壽君 税務局長、あれですか、研究段階といたう大臣のいまのお話でございすけれども、たとえば所得税なら所得税、所得税から住民税のいわゆる移譲というふうな問題、もつと何かあなた

方考えているところはございせんか。さつきも申し上げましたように、かつては、これ税調のほうへのいわば審議の際の参考にするための試案という形で、あらかじめ出されたものだろうと思ひますから、したがって、外にはそういうことまで

な税制を組み立ててまいりまして、すべての団体に五〇%以上の税収入を与えるような地方税制というものが、はたして組み立てられるかどうかというものは、一つの大きな問題であらうと考えております。一〇〇%のところもあり、五〇%のところもあり、一〇%のところもある。平均してみれば、地方団体全体としては五〇%以上だということでもございすけれども、私は可能性はむしろあると思ひますけれども、すべての団体を通じて五〇%以上だという地方税制を組み立てるということになりますと、非常に大きな問題があるように考えられるのであります。

か、そういう点をひとつお聞きしたいんです。○国務大臣(藤枝泉介君) 先ほど私が補助金を減らして云々と申しましたのは、そういう国の支出が落ちる。したがって国税は相当減税ができるはず。その税源を地方にという、そういう考え方で申し上げた。それで、その典型的なものは、やはり最後に申し上げた所得税と住民税との取り合いの割合をどう変えていくかということもあるんでございす。ただ、いまお尋ねの、具体的にそれじゃどうしているんだということになりますと、先ほど申しましたように、よほどこれをうまくやりませんと、所得税は大幅に減税になる、しかし、その一部が移譲された住民税におきましては、これは住民税が、最低限の問題もございす。上がるといふ形にならざるを得ない。なるほど所得税と住民税とを全部を合算してみれば、個人には減税になったというふうなことで、住民税だけを考えると増税になるというふうな問題がございす。それからまた、所得税の課税最低限と住民税の課税最低限が違ひますから、住民税の課税最低限とその間にあるような人たちにおいては、実質的に所得税のほうはもう初めからかからないわけですから、所得税が幾ら減税になつても、それはその人にとっては、ただ増税になるというふうな場合も考えられるわけ、よほどこの所得税の一部を住民税に回すという場合に、技術的にいろいろ考えないと、ただいまのようないことが起り得るわけございまして、その辺はいろいろ事務的には研究をいたしておる段階でございす。

○鈴木壽君 税務局長、あれですか、研究段階といたう大臣のいまのお話でございすけれども、たとえば所得税なら所得税、所得税から住民税のいわゆる移譲というふうな問題、もつと何かあなた

は、二つの点があるように受け取つたのでございす。一つは、地方税が地方団体の歳入構成等の面から見てどの程度あるべきかという問題と、それが一定の割合であるべきとして、現在よりもその構成割合を高めるべきであるとした場合において、具体的にそれをどういう形で国との間で税源の調整をしていくという形ではなからうかと思ひます。第一点の地方団体の税収入が歳入構成のうちどの程度あるべきかという問題につきましては、私も、かつては五〇%以上を占めるのが適當であるというふうな考えを持ちまして、一つの試案を税制調査会にはかつたことがございす。しかしながら、この問題は、税制調査会におきまして、そういう意見も一つの意見ではあるというところはございまして、最終的な結論はまだ出ていない状況でございす。で、私はごく常識的に言つて、地方団体が一つの自治団体である以上は、自まかないのできる財源というものが、少なくとも半分以上はなければならぬというところは、一つの常識として、やはり正しいのではないかとこのように考えます。しかしながら、最近におきまして経済の発展に伴ひます日本全体の構造的変化を申しますか、から申しますと、ますます経済の地域的な不均衡というものが目立ってきております。したがしまして、どのよう

で、そうなりますと、一体、具体的にどういう税を地方税として国から移すことによつてこの目的が達せられるかということになりますと、非常にむずかしい問題がございす。先ほど大臣から、所得税からの住民税への移譲ということについてお話がございまして、これも大臣からお話がございまして、所得税を大幅に減税して、その分を地方税に回してもらうのだと、こういう考え方はございすけれども、一般納税者からいへば、所得税が安くなることは、これは当然のことであつて、それは地方へ移すというものは、何も理由がないではないかというふうな感情も非常に強いわけございすので、所得税から地方税へ移すと申しましても、なかなか實際問題としては、一般の納税者を得てこれを行なうというところは、困難なことであらうと思ひます。また、技術的な問題といたしまして、大臣から御指摘のありましたようないろいろな問題がございす。で、そういういたしまして、かりにそれをあえていたしましても、先ほど来申し上げましたように、住民税については、一方減税の問題があつて、課税最

な税制を組み立ててまいりまして、すべての団体に五〇%以上の税収入を与えるような地方税制というものが、はたして組み立てられるかどうかというものは、一つの大きな問題であらうと考えております。一〇〇%のところもあり、五〇%のところもあり、一〇%のところもある。平均してみれば、地方団体全体としては五〇%以上だということでもございすけれども、私は可能性はむしろあると思ひますけれども、すべての団体を通じて五〇%以上だという地方税制を組み立てるということになりますと、非常に大きな問題があるように考えられるのであります。

それは別といたしまして、かりに、すべての団体を通じてでなくて、まあ、地方団体全部を一つの団体とみなして、五〇%以上少なくともなければならぬという考え方に立ちましても、なお地方税としては、むしろ五千億程度の増加がなければ、そういうふうにはならないのでございす。で、そうなりますと、一体、具体的にどういう税を地方税として国から移すことによつてこの目的が達せられるかということになりますと、非常にむずかしい問題がございす。先ほど大臣から、所得税からの住民税への移譲ということについてお話がございまして、これも大臣からお話がございまして、所得税を大幅に減税して、その分を地方税に回してもらうのだと、こういう考え方はございすけれども、一般納税者からいへば、所得税が安くなることは、これは当然のことであつて、それは地方へ移すというものは、何も理由がないではないかというふうな感情も非常に強いわけございすので、所得税から地方税へ移すと申しましても、なかなか實際問題としては、一般の納税者を得てこれを行なうというところは、困難なことであらうと思ひます。また、技術的な問題といたしまして、大臣から御指摘のありましたようないろいろな問題がございす。で、そういういたしまして、かりにそれをあえていたしましても、先ほど来申し上げましたように、住民税については、一方減税の問題があつて、課税最

は、二つの点があるように受け取つたのでございす。一つは、地方税が地方団体の歳入構成等の面から見てどの程度あるべきかという問題と、それが一定の割合であるべきとして、現在よりもその構成割合を高めるべきであるとした場合において、具体的にそれをどういう形で国との間で税源の調整をしていくという形ではなからうかと思ひます。第一点の地方団体の税収入が歳入構成のうちどの程度あるべきかという問題につきましては、私も、かつては五〇%以上を占めるのが適當であるというふうな考えを持ちまして、一つの試案を税制調査会にはかつたことがございす。しかしながら、この問題は、税制調査会におきまして、そういう意見も一つの意見ではあるというところはございまして、最終的な結論はまだ出ていない状況でございす。で、私はごく常識的に言つて、地方団体が一つの自治団体である以上は、自まかないのできる財源というものが、少なくとも半分以上はなければならぬというところは、一つの常識として、やはり正しいのではないかとこのように考えます。しかしながら、最近におきまして経済の発展に伴ひます日本全体の構造的変化を申しますか、から申しますと、ますます経済の地域的な不均衡というものが目立ってきております。したがしまして、どのよう

で、そうなりますと、一体、具体的にどういう税を地方税として国から移すことによつてこの目的が達せられるかということになりますと、非常にむずかしい問題がございす。先ほど大臣から、所得税からの住民税への移譲ということについてお話がございまして、これも大臣からお話がございまして、所得税を大幅に減税して、その分を地方税に回してもらうのだと、こういう考え方はございすけれども、一般納税者からいへば、所得税が安くなることは、これは当然のことであつて、それは地方へ移すというものは、何も理由がないではないかというふうな感情も非常に強いわけございすので、所得税から地方税へ移すと申しましても、なかなか實際問題としては、一般の納税者を得てこれを行なうというところは、困難なことであらうと思ひます。また、技術的な問題といたしまして、大臣から御指摘のありましたようないろいろな問題がございす。で、そういういたしまして、かりにそれをあえていたしましても、先ほど来申し上げましたように、住民税については、一方減税の問題があつて、課税最

低限を上げていかなければならぬというようになるとになりますと、いなかの町村へ行きますならば、そういったしきりでも、やはりその団体としてはそれほど大きな税収入を得ることができないというふうな問題がございまして、そういうふうなことがいろいろございまして、具体的に何を検討しているかというところでございまして、私も、私はここでまだ申し上げる段階ではございせんが、考え方としては、どの程度——移す場合にはどの程度の金が要るか、それをかりに所得税を移すと、どういふ影響が地方団体にそれぞれあらわれてくるか、その場合に、それはたして実現可能性を持ったものであるかどうか。また、実現可能性を持たせるための技術的調整はどうかというような点を、検討を続けておるわけでございします。

○委員長(仲原善一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を起して。

○松本賢一君 ちよつと関連して。いろいろ鈴木さんの質問に対して答弁を聞いておつたんですが、私もいろいろと考へられる解決策として、地域格差の是正という問題からいくと、交付税をうんとふやすということが、一番わかりやすい方法だと思ふのです。そこが、けさも陳情があつたように、私も地方の中小都市に生まれ育つたものですから、そういう感じを非常に強く持つんですが、大都市のほうから見ると、大都市は困つていて、困つていとお話もございまして、非常に金が必要で、人口過密というふうなことで、非常に金が必要というところで困つておられる。ところで、そうなるんです、貧弱な団体も大いに助けなければならぬ、大都市も助けなければならぬというところになる、これは全体の金が、同じ一つの大きなワツクしかないすれば、どう動かしみたところ、知れたものではないかということなんです、ね、両方が足らぬ足らぬと言つておるんですから、そうすると、これはもう、全体を大きくする

と言つても、かりに地方交付税をべらぼうに大幅にふやすとすれば、今度は国のほうに困る、金がなくなつちやつて、というふうなことで、補助金といったようなものを削れば、それは相当交付税も伸ばせるでしょうけれども、そのの一体かね合いをどういふふうな現在の段階までに考へておられるか。その辺のところをべん聞かしておいていただきたい。われわれも一生懸命考へてみるんです、悪い頭で。べん聞かしてもらいたいと思ふのです。

○国務大臣(藤枝泉介君) 大都市といひますか、その都市の財源を充実するといひるのは、やはりいまも話に出ましたような、所得税とか、そういうものを移譲を受けるという、いわば何といひますか、非常に産業の発達したところで、とりやすい、とりやすいといひますか、伸びる税といひうなものも考へていくほかはない。しかし、それが今度、地方の人口が減つていく方向では、そういうものは何らの影響をいたさないわけではございします。そういう税を一方で考へながら、やはり交付税の適正な配分を考へていくということじゃないかと思ひます。

いま交付金というワツクの中で、やれ過密について補正をするんだ、やれ過疎について補正をするんだというところで、これはほんとうに取り合ひで、急変する人口動態等には追いついてないわけではございします。やはり大都市には伸びるような税源をいろいろ考へて考へながら、交付税の、交付金の効果を大きく發揮できるような方向でしかないんじゃないかというふうに思ひます。

○松本賢一君 ちよつといひの説明ではわかりかねるんですが、事務当局のほうからもう少しわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) まことに卑近な例を引いて恐縮でございしますが、いまここに二つの税があつたといひます。それは国税でもなく、また地方税でもないという段階で考へていただきたいと思ひますが、一人で十萬納める税金と、税収入

は同じ十萬だけれども、十人で納める税金と、二種類の税金があつたといひます。従来の考へ方では、一人で十萬を納める税金は、これは国税で持つていきなさい。同じ十萬円であるならば、十人で納める十萬円のはを地方税としていただく。こういうような構成のしかたを今日までしてきておると思ひます。と申しますのは、結局地方団体は数多くございします。その数多くの地方団体に、できるだけ普遍的に行きわたるような税といひものが要だといひことから、そういう組み立て方をしているわけでございします。したがういひまして、どうも一般的にいひますように、地方税を貧乏な人ばかりから取つていひやないかと、こゝ言われまされども、結果的にはそういう形になるわけでございします。

国税から所得税なり、そのほかの税源を移譲するといひしめても、これからこの経済の發展がこれほど不均衡になつてまいりますと、移譲しても、やはりすべての団体に、十人で十萬円を納める税金といひものを地方税としてどうしても持つていかなければならぬといひ考へ方では、もう無理がでなない段階がきていひではないか。そうしますと、十人といひわなないまでも、三人、二人でもやむを得ないといひような税源を地方税として考へなければならぬ。そういうことになつてまいりますと、申し上げるまでもなく、大都市でありますと、あるいはその他の經濟發展の大きなところにそれが税源として与えられる。しかし、その他の団体には、税源といひのは、地方税を構成して見ても、なかなか住民に行きわたらない、そういう形になつていくと思ひます。その行きわたらないところには交付税の交付によつて調整をしたら、その住民の、十人のうちの三人か二人の納める税金でも、ともかく税源として可能性のあるところには与えられる。すなわち大都市には、あるいは經濟的に發展したところには、税源として与えるといひようなことで調整していくといひことが必要ではないかと思ひます。大臣のおつしやられました趣旨も、そういうことであらうと思ひます。

○松本賢一君 それでわかるんですが、その考へ方ですと、私は、いまのやり方と大同小異だと思ふんです。結局、いまも国税と地方税といひものを、ある程度取り方が違つて取つていて、そうしてその不均衡を是正する、財政需要額とか、財政収入額といひような単位の計算の上に立つて地方交付税といひものが与えられているといひか、こゝでですか。いまの話だと、全体の總ワツクには変わりないんです。そうしてその中で多少ニュアンスの違つた動かし方をしようといひことなんです。それじゃなくて、われわれが考へるのは、もう少し抜本的なものの考へ方ができないものだろうか。もう数年来、毎年のようにこの委員会でも繰り返し繰り返し質問と同じような答弁とが繰り返されていひますが、何か生まれ

てきませんか。

○政府委員(松島五郎君) 抜本策といひことにありますと、国民の国税、地方税を通じます租税負担といひものに、これ以上の負担増を招かないといひ前提をとるか、とらなないかといひ問題が一つあらうかと思ひます。私も、今日の状況から申しまして、国民の租税負担を、国税、地方税を通じてこれ以上ふやさない、すなわち国民の負担する租税總額といひものは、もう一応現状に押えて、その上で地方財源をふやすといひことを考へるとすれば、結局国から地方に税源を移す。しかし国のほうにそれだけ税源が減るわけではございします。それだけ国の歳入を詰めていかなければならぬ。しかし、何で詰めるかといひは、それは地方団体にしつていひる補助金といひものを詰めることによつて、国は歳入を詰める。歳入を詰めたその余りと申しますか、余剰分を地方団体に税源として回す、こゝういひ基本的な考へ方以外に抜本的方法といひものはないではないか。そうでないといひれば、国民の租税負担をこれ以上總量をふやすといひこと以外に方法はないといひふうに考へられるわけでございします。

○松本賢一君 ですから、そこで話が少しわかつてくるんですよ。いまの補助金とかいうようなものをうんと大なたをふるって、そしてそれを地方に自主的に与えていくと、われわれ考えても、それが一番いい知恵だと思ふのです。いま地方自治体というものが、財源全体が赤字が出て困っているという状態よりも、むしろ自主財源が乏しいというところに非常に自治体の悩みがあるわけなんです。ですからそういう点で、早く補助金の整理と、いまの自主財源というのを、交付税も含めた自主財源というものを地方にもっと豊富に、五〇%以上といわずに、もっと多くても私はかまわぬと思うのですが、そういったような形を早く招来するように努力をしてもらいたい。毎年毎年同じ質問、同じ答弁が繰り返されておるようなことで、もう毎年のように大臣もおかわりになるし、税務局長もしばしばおかわりになるしというように、どうも同じ質問、同じ答弁が繰り返されるというところで、ものごとが進展しないのです。もうこの辺でひとつ思い切ったことをやってもらいたいというところで、私関連質問ですからこの辺でやめまされども、ひとつお願いしておきたいと思ふのです。

○国務大臣(藤枝泉介君) その意味で、先般も鈴木さんにお答えしたように、われわれも勉強いたしまして、地方制度調査会とか税制調査会等に対しまして、われわれは、このような具体的な考案方を持ちますというふうな試案をつくって、ひとつ議論の対象にしたいというふうに考えます。

○鈴木壽君 地方財政の歳入の中に占める割合がどの程度でいいのかどうかという問題、これはいろいろ考え方もあると思ひますし、しかしまた、その考え方があるといつても、的確にこれだ、このだという線はなかなか出てこないと思うのです。ほんとう言つて、同じようなことは、国民所得に対する租税負担の割合なんかも、かりに二〇%がいいとか、二一%程度でと定めるべきだとかいうようなことも、一応の常識的なめんど

しては言えても、そういう線を立てる、客観的な、万人を納得せしめるような根拠というものはなかなかないと思ふので、私は、したがって、局長がさっきお話しになりましたように、地方税収の占める割合が五〇%以上あればいいという一つの常識的な線というところでおっしゃっていただきたいと思います。そういうような点でいいと思ひますが、しかし、地方税の歳入全体に占める率そのものを、たとえば五〇%という常識的な線でも、それにあまりこだわっておると、実際問題として、これはなかなか容易でないと思ふのです。現にいまのあなた方からいただいた資料を見ても、都道府県の税収入の地方の歳入中に占める割合というのは三三%しかございませんね、四十一年度決算で。それから市町村のそれが三七%、六%ばかり多くなつていますが、しかし全体としては、都道府県、市町村合わせた全体としては三三%になつています。これをいざ五〇%というふうなことにしようとしても、一七%をどうするということになる。これはちよつとやそこの税の移譲とか何かでは、なかなかこれは出てこないと思ふのです。ですから、一つのいろいろ作業をするために、あるいはこういうことに対する一つの目標としてのそれはそれとして考えてもいいと思ひますが、私は、実際の作業をしていくという点になりますと、あまりこういうものに縛られないでやってみよう。場合によつては、あるいは五〇%こすかもしれませんけれども、場合によつては四二、三%だということになるかもしれないが、いまあまりこれを動かないものだというふうなことで考えていくと、ますますもって作業が進まないで、いつまでたつてもまだだ、まだだということになりはしないか、こう思ふのですが、それはさっきの答弁から、もちろん局長もそういうことを考えているわけじゃないでしょうか、むしろ税収入と、いわゆる一般財源といわれる他の、いまの制度でいつたら交付税、譲与税というものがあつて思ひますが、そういうものを全体と

してのやつを上げていくという考え方も、むしろ現実的な処理の問題としてはいいのではないかと、こう思ふんです。

そういう点から一般財源のその割合を見ますと、これもさっき申しました資料から、都道府県段階で、いま税収入、地方譲与税、交付税等、いわゆる一般財源の率が五〇%ですね。それから市町村段階では五二%、全体で五〇%ということになつておるわけなのであります。これをもう少し引き上げていくということでは、これをもう少し引き上げていくか、こういうふうな思ふのであります。したがって、さっき申し上げておりました財源の云々というふうなことで、いまの地方財政のこういう問題を取り扱うには、なかなかこれはたいへんな問題だと思ひますので、そういうふうな考えます。そうしますと、さっき触れました、大臣からもお答えのありましたような、補助金等の整理ということも、いわゆる税という形ではないこととは、なかなかこれは実際問題としてたいへんだと思ひますが、いわゆる一般財源を付与するといふ形なら、比較的と言つては悪いけれども、大きな困難なしにやれるんじゃないでしょうか。困難という意味は、地方への移し方についてです。そういうふうな思ふんですが、そういう点、大臣どうでしょう。

○国務大臣(藤枝泉介君) 確かにお話しのとおり、地方の自主財源をふやす方法として、一つは地方税というものが考えられますし、一つは交付税、譲与等が考えられるわけでございます。だから、先ほど申し上げました揮発油税の地方移譲をさらに大きくするとか、たばこ専売益金を消費税という形で地方にゆいにするとかということも、一つの方法であります。あるいは交付税の率を上げるといふことも一つの方法だと考えます。ただ、先ほど松本さんからちよつとお話がありましたように、交付税の引き上げだけでは、なかなか大都市の財源確保ということにはむずかしいわけでございます。そういう意味では、やはり地方税の拡充、それも小さなものをあさるのでなく

て、国からの移譲という形で地方税の拡充ということもあわせて考えていかなければならないと思ひます。

○鈴木壽君 ですから、地方税財源の拡充とか強化とか言つても、いまその考えられることは、大臣がおっしゃつたように、ガソリン税の一部を地方へ回すということ、あるいはたばこ消費税をさらに引き上げるというようなこと、所得税から住民税のほうへ移してくるというようなこと、まあいろいろあつてやれるとすれば、抜本的なところとばがさつき出ておりましたが、いまの税制、国税あるいは地方税制、これを一たんばらばらにして出直すというのであれば、なかなか作業はそう簡単ではないと思ひますが、だとすれば、いま言ったように、この三つくらいがとりあえず取り上げられなければならないと思ふのです。しかし、また、所得税から住民税の移譲というの、何べんもあなた方から聞かされておりますように、これやり方によつてはとんでもない結果も出てくるので、ですからまたいへんかと思ひますが、ともかく、こういうような形かなと思ふのです。ところが一方また、住民税の減税あるいはその他の税の減税というふうなことが、これは単に叫ばれておるだけでなしに、これはまあ当然の一つの行き方として出てきておるのです。現にさつきも申しましたように、大蔵大臣は来年度からやるのだ、こう言つておりますから、そこら辺またなかなかかね合ひの問題として、やっぱり私むずかしくなつてくると思ふのですが、それはともかくとして、来年度の住民税の減税ですね、これはひとつ、それこそその担当の自治大臣から私お聞きしたいと思ふのですが、大蔵大臣はどうかでやつておられますか、担当大臣の——大蔵大臣は何を言つておられるのかと私は思ふのですが、それはともかくとして、自治大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(藤枝泉介君) むしろ大蔵大臣がああいう発言を、答弁をしたことは、私どもは非常にけっこうなことだと思つております。どうせ大蔵

省と私のほうとのかね合いになるわけでございます。

で、御承知のように、先般衆議院の地方行政委員会が地方税法の改正案が通過する際に附帯決議をされまして、住民税については具体的に諸控除を来年は一万円ずつ上げるように努力しろという事でございました。この御決議の趣旨に従いまして、私も検討してまいりたいと考えております。

○鈴木壽君 大臣ね、きわめて用心深い御答弁なんですけれどもね。検討してみたいと思いいす。——おやりになるのでしょうか。これはいいです、やらざるを得ないところまできていますからね。ところが、その各種控除を一万円ずつ引き上げるという程度のいわゆる減税でも、いわゆる総額からすれば、かなりの額の減税として数字的にははじき出されてきますね。こういう問題をどうこれは処理なさるおつもりなんでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) 大臣からお答えするのが適当かと思いますが、一応数字のこともございしますので、私からお答えを申し上げます。

来年度、かりに基礎控除、扶養控除、配偶者控除をそれぞれ一万円ずつ引き上げたといいたします。そうしますと大体三百十億円くらいの減収になる見込みでございます。ただし、これは昭和四十二年のベースで計算しておりますので、来年度のベースになりますとこれより若干ふえるかと思ひます。なお、本年度所得税法の改正をいたします。そうしますと、住民税のほうは一年おくれの課税でございますので、それが来年に影響してまいります。そのことによつて約三百三十億円くらいの減収になる見込みでございます。両方合わせると六百億をこえる大きな減収になるわけでございます。

で、これを財源措置としてどうできるかという問題でございますが、本年度の住民税の所得割りの増収額は、県民税所得割り、市町村民税所得割りを合わせまして七百億円でございます。したがって、かりに来年度も同じ程度の増収である

といはしますと、これだけの減税を行ないますと、来年度は増収分が全部減税に消えていくという問題にもなるわけでございます。地方財政としても、これを地方財政のワケ内でもって処理するということは、非常な困難が伴うものと考えているのでございます。もちろん、その他の税収入等につきましても、経済の動向がどうなるかというふうな問題もございしますので、いまここで絶対こうでなければならぬということは申し上げにくいわけでございますけれども、いづれにいたしましても、非常な大きな減収でございますので、国における措置というふうなものもあるべきであらうと思ひます。いまから減収の穴埋めと申しますか財源——財政措置をどうするかということを開くのは、どうも少し酷いかもしれませんし、やばいかもしれませんけれどもね。これは考え方としては、あなたの方の態度としては、いま言った相当な——附帯決議がついたようなあの程度の減税をやつても三百億円、あるいは四十二年の所得税改正で、次の年へ越す地方税関係において三百三十億ですか、そうなりますと、かなりの大きなこれは減税でございますから、多少税の伸びがあったにしても、それを吸収してしまふ。それは数字的には吸収できるかもしれませんけれども、しかしこれは、地方財政の実態からしますと、これはたいへんなことなんです。実情をいうと、いままで地方税の住民税の減税なんかをやらなかった。地方税の減税というものはほんとうにいろいろ要望があったし、やらなければならぬと思ひつても、手をつけ得なかつたのはその問題ですね。穴があいたのをどうするか、これが解決できないというはということであつたと思うのですが、しかし、さつきも言ったように、やっぱりいまから——これはこれ以上私申しませんけれども、やっぱりはつきりした態度を持っていないと、それはせっかく減税をやつた、一方においてさなきだに財政の需要の多い地方団体においてこの穴をどう

してくれるということ、たいへんなことになるのじゃないか。その点ひとつ——これ以上私申し上げませんが、特に大臣には考えておいていただきたいと思ひます。

さて、しかし来年度において住民税の減税をするというのだが、実は来年度においてなさろうとする程度で、住民税のいわゆる減税というものがあれでいいのだというふうにお考えですか。それとも、まだまだ減税をしなければならぬし、というふうなことをお考えになつておられるか、どうですか、その点は。

○国務大臣(藤枝泉介君) 最初に御注意のありました、これはもちろん、いま税務局長も申し上げましたように、その程度の減税になりますと、地方税の中で処置できるものではございません。そういう意味で、大蔵大臣の答弁を非常に歓迎をされているわけなんですけれども、もちろん住民税、これはしばしばお答えして、おしかりを受けるかもしれないが、まあ地方の、地域の需要というものは、地域の住民がやる分に依つて負担をするという地方税の性格はございしますけれども、しかし生活保護費基準の引き上げもございしますし、国民の負担の現状もございします。衆議院の地方行政委員会が附帯決議をされた程度で足りるというわけではございません。将来にわたつてやはり所得税も関連しながら、課税最低限の引き上げは考慮していかなければならぬものと考えております。

うのですが、しかし、私は、住民税の高いということ、これは何と言つたつて否定できない事実なんです。それから、来年度おやりになろうというそういうこと。さらに引き続いて、私は住民税の減税というものをぜひ断行してもらわなければならぬと思ひます。その点検討するということ、大蔵大臣は最近あれで、四十四年度においては百万円まで課税最低限を引き上げるのだと、こうはつきり言明しておられますが、何かそういう一つのめどというものをもち合わせにありませんか、何か。私は百万円までという意味ではございません。

○鈴木壽君 いまから減収の穴埋めと申しますか財源——財政措置をどうするかということを開くのは、どうも少し酷いかもしれませんし、やばいかもしれませんけれどもね。これは考え方としては、あなたの方の態度としては、いま言った相当な——附帯決議がついたようなあの程度の減税をやつても三百億円、あるいは四十二年の所得税改正で、次の年へ越す地方税関係において三百三十億ですか、そうなりますと、かなりの大きなこれは減税でございますから、多少税の伸びがあったにしても、それを吸収してしまふ。それは数字的には吸収できるかもしれませんけれども、しかしこれは、地方財政の実態からしますと、これはたいへんなことなんです。実情をいうと、いままで地方税の住民税の減税なんかをやらなかった。地方税の減税というものはほんとうにいろいろいろいろ要望があったし、やらなければならぬと思ひつても、手をつけ得なかつたのはその問題ですね。穴があいたのをどうするか、これが解決できないというはということであつたと思うのですが、しかし、さつきも言ったように、やっぱりいまから——これはこれ以上私申しませんけれども、やっぱりはつきりした態度を持っていないと、それはせっかく減税をやつた、一方においてさなきだに財政の需要の多い地方団体においてこの穴をどう

○鈴木壽君 現在の住民税がもっと引き下げられなきやならぬということ、これはまあ住民の側からも特に強く言われておるわけなんです。一方、いままでは地方財政の現状も苦しいから、減税する余地はないのだということをしばしば言つて、いわゆる減税をやつてこなかつたわけですね。いま一つは、いま大臣がおっしゃるやうに、地方の仕事はやはり地方住民がまかなうやうにすることが大事だと思ひます。こういう一つの考え、ですから、多少高くてもがまんしてもらわなければならぬというやうな意味のことではございと思ひます。

○国務大臣(藤枝泉介君) 住民税については、いろいろほかにもまたあるのじゃないかと思ひます。というのは、例の均等割りを非常に低い額で押えておまして、これは引き上げたらどうだという意見もあつますが、しかし、これはやはりその住民の負担の問題あるいはそういう均等割りしか納めておらないやうな人の経済状態というものを考へてこれを引き上げるのは適當でないという事で引き上げなかつたわけでございます。そういう意味では、所得税は課税されないが、住民税が課税されているという方は、一種の均等割りにや収入をかけたもの的な性格があるのじゃないか。したがつて、そういう低いところの税率をもつと下げたらどうだというやうな御議論もございします。そういうものとあわせて、ただ課税最低限を上げていくだけでなくて、そういう問題もございします。いまのところ私も、たとえば昭和四十五年までに六十万とか七十万とかいう目標をいまは立てていないわけではございまして、いま前段に申し上げたやうなことも考へながら、ひとつ考慮していきたいというふうな考へております。

○鈴木壽君 この住民税の課税最低限の推移、これはいただいた資料の中にある。これを見ますと、若干ずつ課税最低限が引き上げられておるのでありますけれども、しかし、一方所得税のそれを見ますと、かなり住民税のそれとの差があるわけな

んですね。そこで、いままでは、自治省では、差のあるのが当然だと、いうことできたと思うのでありますが、しばしばわれわれにそういうことを言っている。所得税の課税最低減が引き上げられたからといって必ずしも住民税のそれを引き上げる筋合いのものではないということをやっている。そののでありますけれども、しかし、このひとしく所得に課税するという場合、それが所得税であれ、住民税という形をとるものであれ、やっぱり所得によつて、生活を維持しておるというふうな生活のお互いの生活の中で、やはり生活費というものを一つのめとして、これは課税というものを考えていかなければならぬと思うのであります。所得税のほうでは、いわゆる最低の生活といひますか、一応のそれ、五人世帯ではこれくらいかかるから、その範囲で、それ以下のものについては税を課さないような一つの考え方だてまえて、いつの場合でも必ずしもきちっとこれにマッチしているわけじゃありませんけれども、大体そういうたてまえてやってきている。ところが、そういうことに対して、一方住民税のほうでは、その考慮というのは全然ないわけなんです、いままで。これは別なんだという考え方、まあ負担分とか、地域の仕事は地域のものでまかなっていくというふうなことで、これも一応理屈の通ることかもしれませんが、しかし、問題は、私は生活をしなければならぬ唯一の元手である所得に対しての課税であるという観点からすれば、住民税はそんなこと考えなくてもいいのだと、こういう考え方は、これは私は間違っていると思うのです。その点どうです。

○国務大臣(藤枝泉介君) そうなりますと、一体住民税の中の均等割りというのとはなんだというふうな問題もあるわけでございます。もちろん、生活の元手である所得、したがって、その生活費にまで税金をかけるのはいけないではないかという御議論は、決してこれを否定するわけではございません。そういう意味で、同じことをいっても申し上げておるわけですが、そういう意味

では、やはりいわゆる所得税の課税最低限以下の住民税のかかる人たちの住民税というものは、一体何なんだらうというのだと思ひます。私先ほどちょっと申し上げましたように、一つの考え方として、市の均等割りなんだが、ややそれに取入的なものをかけたんだ、合わせたんだ。したがって、それはもつと税率が低くていいじゃないかというふうな議論をなさる方もございます。そういうことも考え合わせまして、原則として、生活のかたである所得、それは生活費に食い込むのはいかぬという一方の御議論を考えながら、しかもその住民税の持つ性格、そういうものを一方において踏まえながら、この住民税の軽減合理化というものはかつていかなければならぬというふうな考へております。

○鈴木壽君 私はいま言ったような観点から住民税というものをもう一ぺん考える。それこそほんとうに根本から考え直さなければいけないと思ひています。おっしゃる通りに、均等割りというものがあつて、それでさらにまた均等割りに類したような低い税率の税金という話でありますけれども、そういう形でやはり住民税というものを、しかもそれによつて何といひますか、地域の仕事をするとする一つの大きな柱になつていける税でありますから、そういうものであつて一体いいのか。現在のようないくつかの均等割りのかどろかといふ、この実は基本的な検討をしなければならぬし、と思ひてはおります。ただ、そういう意味からしますと、私の質問、ちよつと課税最低限の問題だけを取り上げておるのは、これは変になつてくるかもしれないけれども、しかし、一応私はそういうことを考えながら、なおかつ現在においてどう、いわゆる負担の軽減というものをはかつていくかという点において、この問題をいま問題にしていくわけですか。さればといひて、私も所得税と同じような課税最低限でいいとは、いまの地方財政の状況といひますか、あるいは住民税の考へられておる性格から言つて、そのまゝ所得税と住民税と課税最低限がひとしくなければならぬ

ということとは、私は申し上げるつもりはございません。それにしても、あまりにこうした大きな差といふものは、しかし何となく一日も早く是正すべきでないだらうか、こういうふうな思ひつゝのわけなものであります。そういう点で、かりに来年度——私どもは今年度あたりからやつてもいいと思ひつゝのわけなものでありますけれども、来年度の改正で今度やるというその程度で満足して、なおさらに今後軽減のために検討しようという程度では、私はちよつとなまぬるいのではないか、こういうことなものであります。

ですから、かりに所得税が百万円となつた、あるいは住民税の課税最低限が八十万円にきめられても、私はけしからぬとは言つてもいいとは思ひませんが、しかし、いまよりもつと大きな額で課税最低限というものをきめてもらはないといひない。それを一日も早く達成してもらふように、ひとつ臨時的にでも、この案なり考え方を持つてもらいたいと思ひつゝのわけなもので、こういうことをいま質問しているわけでございます。やっぱりあれですか、来年のことをやつて、それからさらに検討しようという程度のことしかいまのところ言われませんか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 現在のこの段階におきまして、われわれが集められる資料では、ちよつとまだ来年はこう、再来年はこう、そして最終年度と申しますか、昭和四十五年にはこのようになりますというのを申し上げるだけの資料がないことをたいへん申しわけなく思ひますが、そういう状況でございます。

○鈴木壽君 実は私も社会党では、ここで党のことを持ち出すのも変でございますが、住民税の課税最低限の引き上げをもつと大幅にすべきであるという考え方、四十二年度で六十万円程度、四十三年の時点では六十五万円程度、それからそれが平年度化された場合には六十六万円程度、こういうふうな一つの案を持つておるわけなんですけれども、せめて私どもが言つておるこの程度をひとつ踏み切つてやれませんか、どうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 衆議院のあの附帯決議の各種控除一万円引き上げということになりますと、四十三年度におきましては五十三万程度に相なると思ひます。現在申し上げられるのはその程度でございます。決して四十四年度にやりませんと申し上げているわけではございませんが、具体的な数字はただその程度しか申し上げられないのは、はなはだ残念でございます。

○鈴木壽君 大臣、ひとつ希望といひますか、要望として申し上げておきたいと思ひますが、一方において所得税のあつておきながら大蔵大臣からはつきり言われておりますし、むしろいま、その国民といひますか、住民にとつては、この住民税の問題が実は一番大きな問題として出ている。こゝ中ではあるわけですが、これと国民健康保険です、実は。しかし健康保険のことはともかくとして、これは非常な関心を持つておりますし、いまのお話から、あるいは衆議院における附帯決議等から、来年度は五十三万円くらいに引き上げがはかれるのだというふうになりますと、さらに一体どうかという点について、くだいようでございますが、非常な関心といひますが、切実な問題として、彼らはそれを要望しているわけですね。そういう意味でひとつ、あるいは私もからしたから十分でないというふうな、あとで文句を言うかもしれないませんが、ひとつこの程度は、たとえば四十四年度あたりをやつていききたいといったようなことを、次の委員会あたりでお話いただけるように考へていただけないか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 大蔵大臣、その所得税につきまして、これは新聞の報道でございますが、四十四年までに五五家族で百万円にしたいという発表をなさいました。したがって、一般の国民の方々、その点については一種の生活設計、そういうことが考へられるわけでございます。ところが住民税がお先まつくらと申しますか、四十三年度にある程度のものであつても、その先はよくわからぬということでは、これはいけないではないかという鈴木さんのお氣持、わか

るわけでございます。この次の委員会というお約束もできませんけれども、われわれも大いに勉強したいと思っております。

○鈴木壽君 大臣お約束の時間ですから、もし何だっただけお帰りになつてもけっこうですが、これはやはりぜひともやつてもらわなければいけないことなんだが、その一つの証拠として、納税義務者が非常にふえてきていますね。所得税のほうでもふえておりますけれども、さらに地方税の、市町村税の所得割りの納税義務者の数というものはふえてきておる。おそらく四十二年度のそれは、四十一年度二千二百八十二万人ですか——二千五百万か六百万になるんじゃないですか、それはいいです。しかもそれは、こういうふうな所得税の場合と比べて多いというところは、とりもなおさず、低所得者が課税されているということなんですね。そういう意味からいっても、私は、所得税を課せられない者がたくさん住民税の納税義務者となつて納税をしなければならぬところ、に、いまの大きな問題があると思うのです。ですから、これは単に頭数を減らすとかふやすということではなくして、実態がそういうことなんですから、これはほうっておけない私は問題だと思ふのです。多く所得を取つておるそういう人がふえるのだつたら、これは喜んでいいけれども、喜ぶのもこれはちょっとどうかしているが、私は率直に言つて、低所得者の課税、それが行なわれておつて、その数が、納税義務者が多いというのは、これは税そのものから言つて、とんでもないことだと私は思うのです。さつきも言つたように、所得に対する課税のあり方としては、まあそういうこともございいますから、大臣ひとつぜひ、この次にいつても、これはなかなかたいへんでしようが、そのうちに少しでも国民を喜ばせるような一つのそれをぜひほしいと思うのですがね。大臣、よろしゅうございいます。

○委員長(仲原善一君) ちょっとと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を起こして。

○委員(仲原善一君) 速記を起こして。

○委員(仲原善一君) 速記を起こして。

○委員(仲原善一君) 速記を起こして。

○委員(仲原善一君) 速記を起こして。

○委員(仲原善一君) 速記を起こして。

○委員(仲原善一君) 速記を起こして。

○鈴木壽君 それから、住民税が高い、市町村の住民税が高いということの中に、いま私申し上げておりました控除等の関係で、課税最低限が低いところにあるという、そうしてかなりの率で課税されるというこのほかに、一つは、地方団体でかなり多くのところに超過課税をやつていて、問題があるのです。しかも、その超過課税のやり方は、税率は限度である一・五倍の率でやつていて、ところがかなりあるのであります。たとえば端的に一つの例を申し上げますならば、同じ所得の人で標準税率どおりに課税されておるところに住む人、A町ならA町におつて、標準税率どおりにやると五千円納める人が、隣のB町で一・五倍の率でやつておると七千五百円です。これは小さくない。それこそ増税をされておるわけなんです。この額が、上積みになつておるこの額が、また特に住民税が高いという気持ちにさせる大きなものになつておると思うのですがね。どうです、この点、超過税率、超過課税をやつておる場合、その税率ですね。これはまあいまの法律からすれば、自治体の考え方でもやれるというところになつておるかもしれませんが、しかし、これは、いまのようなこの法律改正をやつたとき、私も警告したことなんです、どこかに、私、速記録調べれば出てくるのじゃないかと思ひますが、だれでもやつていいというためにつづつたものが、だれでもないと思うのです。どの団体でもやつてやつてもいいということじゃなかったはずなんです。趣旨は、いわゆる特別な財政事情のところに対してということなんです。これは法律の文章にはありません。ありませんけれども、そういうことであつたと思うのです。しかし、それがいま言つたように、相当軒並みと言つては少し悪いかもしれぬけれども、いなかのほうに行きますと、軒並みと言つてもいいくらい、最高限の一・五倍の税率でやつておるものだから、さなきだに高い住民税が、なお一その重圧感をもつて住民の上にのしかかつておるわけなんです。この点局長、どういふふうにごらんになつて

いますか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおり、現在の税法では、標準税率をこえまして五割以上まで税率を高めることができるようになっております。したがつて、この標準税率をこえて課税をしておる団体も相当数ございます。しかし、御指摘ではございませうけれども、昭和二十五年に現在のシャッブ勧告に基づきます地方税制ができてから、今日までの市町村住民税の動きを見てまいりますと、最初は御承知のとおり、課税標準のとり方にも、所得税を課税標準にしてもよろしい、あるいは課税総所得金額を課税標準にしてもよろしい、あるいは税引き所得を課税標準にしてもよろしい、しかも税率は、所得税を課税標準にいたします場合は制限税率がございまして、けれども、その他の場合は制限税率だけで、どういふ所得の刻み方をして、どういふ税率の刻み方をしても差しつかえない、こういうようなことでございまして、さらに翌年度の昭和二十六年度の改正で、いわゆるただし書き方式というのが追加をされました。市町村が課税標準のとり方に五つの選択が認められた。しかも、その税率もさきめてゆるやかな制限でございまして、ほとんど制限というには足りないような制限であつたと思ひます。したがつて、市町村住民税の課税は、各団体によつてもう千差万別と申しますか、でございまして、税負担も同じ所得の人に対して非常な違いがあつたわけでございます。

その後の市町村住民税の改正の経過をたどつてまいりますと、こういうような市町村のいわば自主性が最大限に認められた課税方式から、地域間の負担均衡ということを中心にして、いかにしてこれらの調整を、規制していくかということに改正の重点が向けられてきたと思ひます。その結果、課税標準も漸次制限、整理をしまして、本文方式とただし書き方式となり、さらに標準税率というようないし書きが設けられまして、税率についても、ゆるやかではございますが、ある程度の規制が行なわれるようになった。昭和三十一年、四

十年の二年にわたる改正によりまして、課税方式も統一をされ、税率も、所得の刻みも、税法に掲げるもの以外に別な刻み方をしてはならない。それだけに適用される税率も、その税法に掲げるものの一・五倍までしか認めないというふうな強化をされてきたわけでございます。この経過は、いま申し上げましたようなことから、地域間の負担均衡ということを中心にして、いわば地方税法が最近改正をされてきたというのが現状であらうと思ひます。

そうして到達いたしましたのが現在の改正でございます。その間に、御承知のとおり、ただし書き方式等がありまして、ときには、税負担が、同じ所得に対して、極端なところは七倍にも達する町村もあつたわけでございますが、最近ではこういうような調整をいたしました結果、そのような極端なものもなくなつてきておるのでございまして。したがつて、現在も超過税率をとつておるところはございませうけれども、一・一倍から一・五倍までの超過税率をとつております町村は、全体のうちの三分の一程度に減つてきております。かつて、ただし書き方式が七〇%以上を占めていた当時に比べますと、超過税率をとつておるものはいま、非常に負担の地域間の均衡というものは推進されてきておるものと考えられるのでございまして、これによる超過課税額も、四十一年度で百二十億程度でございまして、市町村税収入に対します割合は五%程度でございまして、かつて昭和三十一年には、超過課税分が三百十三億ございまして、その当時の税収入額に対して二二%を占めていたというように、この超過税率の問題をもつと制限すべきかどうかということとでございませうけれども、やはり自治団体というたてまえをとつておられます以上、どれだけの税金を納めるかという問題は、当該団体の議会の議決を経てきまつてくる問題でございまして、やはりその団体がどういふ仕事をするか、その仕事に

第二部 地方行政委員会会議録第九号 昭和四十二年五月二十五日【参議院】

十年の二年にわたる改正によりまして、課税方式も統一をされ、税率も、所得の刻みも、税法に掲げるもの以外に別な刻み方をしてはならない。それだけに適用される税率も、その税法に掲げるものの一・五倍までしか認めないというふうな強化をされてきたわけでございます。この経過は、いま申し上げましたようなことから、地域間の負担均衡ということを中心にして、いわば地方税法が最近改正をされてきたというのが現状であらうと思ひます。

そうして到達いたしましたのが現在の改正でございます。その間に、御承知のとおり、ただし書き方式等がありまして、ときには、税負担が、同じ所得に対して、極端なところは七倍にも達する町村もあつたわけでございますが、最近ではこういうような調整をいたしました結果、そのような極端なものもなくなつてきておるのでございまして。したがつて、現在も超過税率をとつておるところはございませうけれども、一・一倍から一・五倍までの超過税率をとつております町村は、全体のうちの三分の一程度に減つてきております。かつて、ただし書き方式が七〇%以上を占めていた当時に比べますと、超過税率をとつておるものはいま、非常に負担の地域間の均衡というものは推進されてきておるものと考えられるのでございまして、これによる超過課税額も、四十一年度で百二十億程度でございまして、市町村税収入に対します割合は五%程度でございまして、かつて昭和三十一年には、超過課税分が三百十三億ございまして、その当時の税収入額に対して二二%を占めていたというように、この超過税率の問題をもつと制限すべきかどうかということとでございませうけれども、やはり自治団体というたてまえをとつておられます以上、どれだけの税金を納めるかという問題は、当該団体の議会の議決を経てきまつてくる問題でございまして、やはりその団体がどういふ仕事をするか、その仕事に

応じてどれだけの負担を住民に求めるかということは、当該団体のやはり議会の審議を経て定められる幅がある程度あっていいんではないか、かように考えているものでございます。

○鈴木壽君 お話しの法改正の経緯等については、私も一通り承知しているつもりです。それから、したがって現在の状況も、かつてのそのようなことでなくて、かなりよくなっているということも認めます。ただ、しかし、これでいいかというのと、そうじゃない。端的に言って、五割増しですよ。それは自治団体がいろいろな仕事をやっていくために、必要なものはそれぞれ処置していいのだということなんですけれども、確かにそういう、何といいますか、どの程度の率でやるかというこの選択といいますが、決定のそれと、いうものは、自主的にやっていいと思います。しかし、その幅が五割といったようなことでいいかどうか。私はだから当時、せめて一・三倍ぐらいにしなさい、標準税率というところでむずかしいという事情もわかります。しかし、さればといって、いま言ったように五割増しというようなことになるかといへんなことになるから、せめて三割増し程度にすべきじゃないかというようなことを言ったのですけれども、原案のまま通ってしまいましたけれども、その程度の範囲で、自由裁量の余地を持っている、自治団体がそういうようなふうにやれるのだというようなことであれば、それは私はそれでいいと思いますが、五割増しというようなところがずいぶんあって、これは一・一倍までの市町村が四十五、一・二倍までが二百、一・三倍までが二百二十三、一・四倍までが百十三、一・五倍までが五百七十七と一番多い、こういうふうにみな固まってしまうようなことというのは好ましいことじゃないと思う。かつてのそれよりは、もちろん改善されておりますけれどもね。どうもこの点、あなたが、昔と比べればよくなっているのだからということなんですけれども、私は、これはさっきも言ったように、やってもせいぜい一・三倍、三割増しぐらいでとどめる

べきじゃないかと思う。したがって私は法律改正の際には、ここに手をつけてほしかった、ほんとうは。いかがですか。

○政府委員(松島五郎君) 標準税率という制度を定めております場合に、制限税率をどれだけまでにするべきかという問題は、非常にむずかしい問題でございます。自治団体であるから、制限税率も要らないのではないかと議論も一方にはございますが、さればといって、国民の税負担と直接関連する問題でございますので、その団体が判断すれば幾らでもよいというわけにはもちろんまいらないと思います。したがいまして、現在制限税率という制度が設けられているわけでございます。ただ、それじゃ制限税率が標準税率に対して幾らであればいいのかということについては、御指摘のとおり一・三という考え方もございますが、あるいは一・二という考え方もあるうかと思ひます。なかなか御承知のとおり固定資産税にございますが、現在は、御承知のとおり固定資産税につきましても標準税率が一・四、制限税率が二・一というふうに五割増しということで定められていたわけでございまして、そういった事情を考えますと、やはりこういう市町村の基本的な税金でありますものについては、ある程度市町村自体が判断をする幅があつてもいいのではないかと、かように考えておるのでございます。

○鈴木壽君 あなたの方はやはりあれだな、こういう問題は、これは幅があつていいことはわかりますよ。だから常識的に、あなたおっしゃるようになりしつと、どれだけがいいかということになれば、なかなか一・二がいいか、三がいいか、あるいは足りなくて四にしようか、五にしようか、いろいろ考え方があると思います。しかし、常識的に言つて、一体同じ所得で、A町ではさつき言つたように五千円であればいいものが、B町では一・五の超過課税をやっているからというので七千五百円だという、五割増しというのは、これは何といったって常識的に考えて高過ぎると思うな。自主的に地方団体がやっているからかまわん

じゃないか、それぞれの事情があるだろうしということは、確かに一つの理屈ではありますけれどもね。これは国で、変な話だけれども、法律つくって、地方団体の意向いかんを考えないわけじゃないけれども、とにかく国で、国会の場で法律をつくりますね。その際に、私は言ったように、過酷にならない、差はあってもいいけれども、ひどい差のつくような、そうしてそれが住民の負担に重くのしかかるような、そういうことと。いうのは、私は避けるべきじゃないかと思う。確かにむずかしいです。一・三、二、私は二とも言いたい、まあそういうことは常識的に、せめて三割増しぐらいなら、その中で捨選択をさせるような、自主的に決定をさせるような、そういう幅は、私いま言ったように認めていいと思います。それをのべつ高くして、この幅を大きくして、しかも大多数の傾向が、ここにありますように一・五倍のところになっているといううなことは、私は好ましくないと思うのです。

○政府委員(松島五郎君) 地方税の改正のあとを見てまいりますと、固定資産税につきましても、最初の標準税率が一・〇で、制限税率はたしか百分の三であったと思います。それはしたがいまして、標準税率に対する制限税率は五割以上であったわけでございます。それがその後の改正を経まして、百分の一・四と百分の二・一という五割増しになってきておる、幅が小さくなってきている。また住民税につきましても、先ほども申し上げましたように、極端なところでは、標準的な課税方法の六倍も取っていた町村もあったのが、最近はその幅が縮められてきた。こういうことでございまして、こういう今日までの地方税法の経過をたどつてまいりますと、市町村自体が自由に判断を断つて課税をするという、その幅が漸次いけば縮められて、全国的に負担の均衡ということが中心になって改正が進められてきたというふうに私どもも感じているのでございます。したがって、その傾向は、まあいけば一つの歴史の流れであるといえますならば、今後においてこの問題はど

うお考えになるかという場合には、そういうことも念頭に置いて問題を考えていかなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○松本賢一君　いまの問題ですがね。さつき局長
一・五倍の程度くらい自主的にやりたい、仕事を
やるために、地方の自治体としての自主的なこと
にゆだねたいいいじゃないかとおっしゃるが、実
際、実態が、いま鈴木さんが示されたように一・
五倍のところのがたつと固まっているという
ことは、これは独得の仕事をするためにそういう
判断をしているということじゃなくて、私はそれ
なら、一・五倍であらうと、二倍であらうとかまわ
ぬと思うのですよ。住民の納得の上に金を使うん
だったら。そうじゃなくて、財政が苦しいから、
やむを得ず一・五倍のところに固まってしまっ
ているということだと思ふのですね。大体そういう
傾向をたどってきたということは、財政が苦しい
から、みんな高い税金をかけておつたやつを、だ
んだん国のほうから手を漸次差し伸ばしていっ
て、不均衡の是正をやつていって、だんだん一・
五倍のところまできたんであって、現在一・五
倍でやつておるところは、やつぱり苦しいから一・
五倍取つておるのであって、よその自治体よりう
ちはこれだけいい仕事をしているから、税金を
一・五倍取つていふという状態ではないのですよ
ね。そのところが私は問題だと思ふのですよ。
住民の納得の上で、いい仕事をするために税金が
高いなら、それはまた自治体の自主性でもって、
私どもの個人的な意見としては、たとえ二倍取つ
ても、実際それだけりっぱな仕事をしているなら
いいですけども、そうじゃなくて、財政が苦し
いから、やむを得ず許される範囲内で一・五倍の
ところに固まってしまつていふという状態じゃな
いかと思ふ。その辺の実態はどうなんですか。

○政府委員(松島五郎君) ただいま松本先生から御指摘のありましたような事態は、あるいはあるかと思ひます。ちょうど一・五のところが、吹きだまりのように数がたくさん集まつておりますことは、財政が苦しいから、法律で許された最大

限まで納めていたところ、そうせざるを得ないという問題もあるかと思ひます。ただ一般に常識的に申しますと、大きな市より小さな市、小さな市より町村が、財政が一般に悪いといわれておりますけれども、この超過課税の一・五の段階の率を見てまいりますと、人口五万以上五十万未満の市では、一・五倍までのものが、その市の数が一七〇でございまして、それから五十万未満の市では二三〇、町村が一・五倍というふうな、町村が比較的採用数が相対的な割合では少なくなつております。したがって、一般に財政力が弱いといわれまして、普通でございまして、率が高くなるのが普通ではないかと思ひますけれども、五万未満の市よりむしろ少なくなつていくという状況でもございまして、ただ財政が苦しいからというだけで、ちょっと思ひきれない節がございまして、ただ、個々の団体がどういふ事情でやつていくかについて、詳細にたゞいま調査した資料を持ち合わせておりませんので、確定的なことはお答えいたしかねますけれども、そういう状況でございまして、いま御指摘のような問題もございまして、将来の問題として、この一・五をさらに引き下げていくということになりますと、やはり地方財政に対する措置もあわせて考慮しつつ、問題を解決していかなければならぬと思ひます。

○鈴木壽君　そういう話なんですけれども、これはどうもあなたの方のそれを聞いておきますと、むしろ標準税率というものをつくつてやらせるといふ、あの法改正そのものが、どうも考え方としてくずれてくるような考え方だと思ひますが、従来から見ますと、あなたもおっしゃる通りに、確かにこれは幅といたしまして、いま縮まつておりますし、私も当時、あなたも言われましたように、A町では、たとえば千円納めればいいものが、隣の町に行つたとたん五倍も六倍にもなつたというふうな、そういう例が多かつたもので、それから、いま問題にしたわけですが、それも当時から見ると確かに高くなつておりますけれども、私は、いま住民税が高いといつて、減税をし

なければならぬといつておられるときですから、こういう点で、いわゆる住民税が高く、重くのしかかつておられるという、そういう実態を少しでもなくしていくようにしなければならぬと思ひます。それを単に、自主的にやれるのだ、やるべきだしというふうなことでおるべきではないし、したがつて、私は法律で定めておる一・五倍という税率、これは早急に改める、もっと幅を小さくして、それはその後の財源措置といふことか、そういうことについては、もちろんお話しのように、別途考へていくということにしないといふことか、思うのですが、何かお話し聞いておきますと、これでもうよくなつたんだからいいのではないかと、いうふうな聞こえもしますが、単に将来検討するといふことではないに、引き下げについて一つの考え方を、もつとはつきりお話ししていただきたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君)　先ほど来申し上げておりますように、今日までは住民税についても負担の均衡ということを中心にして改正が進められてきた、これは私は一つの歴史の方向だと考えております。しかしながら、いま一・五になりまして、これを、これで来年より再来年なり、直ちに一・三なり一・二にするように改正するかどうかというところになりますと、私もまだ検討不十分で、確定的なお答えをいたす段階にないことを御了承いただきたいと思います。むしろ問題は、そういうような制限税率一・五で、先ほど松本先生からお話のございましたように、財政困難なるがゆゑにただそれだけの理由でやらなければならぬという事態を別途解消していくという努力がなされるべきではなからうかと、かように考えている次第であります。

○鈴木壽君　それはせんじ詰めれば、松本さんのおっしゃつたように、これは財政が苦しいからというところなんですよ。特別に他と違つた仕事をされるのでも何でもない、何でもないと云つては少し悪いけれども、それでしよう。市町村へ行つてごらんさい。この仕事をするためにこういふ

うに高い税率をきめてやつておられるのだといふところは、ほとんどありません。何となしに、とにかく苦しいからということなんです。だから、それはあなたのお話のように、別途考へなければならぬ、かにして地方に財源を与えて、少しでも苦しい現状を直していくようにという、それはもちろん当然やらなければならぬ。ただ、いまの時点では、町村では多少の財源が与えられたといつても、これをはずす気持ちはないのですよ。はずしませんが、黙つておつたらこれは、それから、私のほうは秋田ですが一・五までやつておられるところが多い。ぶんある。私は特に関心を持ってこの問題を見ておられますが、いま言つたように、市町村がおしなべて貧乏なところですから、そういうことのためにやります、さればといつて、何かほかに財源があるといつても、じゃすぐはずせるかといふと、必ずしもそうではない。考へ方が、貧乏なところではしかたがないが、住民ももちろん納得しておりませんし、ぶうぶう言つておられますよ。議会ではただ町長なり村長が、村財政の苦しさのやむを得ざる理由を述べて、こうせなければいかぬと言われると、議会の人たちはもうどういふことか、住民は何も納得しない。みなぶうぶう言つておられるけれども、またいなかだから、それをいなかの人たちははつきり外へ出してどうのこうのといふこともやれないものですから、そのままになつておられるですね。私は、ですから、少し荒療治のようだけれども、そういうことで事実上の増税をされておられる人、そういう人を私は救済すべきだと思ひます。もちろんそれによつて、さつき百二十億円の程度というお話がありましたから、これのうちどのくらい何かの形で穴埋めしなければならぬという問題が出てくるでしょうが、そういうことを私は考へておられますが、その点については、きょうはこの程度にしておきます。

それから、住民税が高いといふこと、先ほどからいろいろ言われておる課税最低限の引き上げといふことで、いろいろ問題になつて言われておりますけれども、いわゆる標準世帯の問題で

すね。課税最低限を引き上げる際に、何の控除をどの程度控除額を引き上げるとかいう、その扱いによつて、標準世帯はあるいは救われるかもしれないけれども、独身者とかそういう人は、あまり救われたいという問題が一つあると思ひます。私は端的に言つて、たとえば扶養家族控除を二万円引き上げるといふような形で、課税最低限の引き上げを、総額として十万円引き上げたとか十五万円引き上げたとかやつても、独身者なんかはやはり依然として税金が高いといふことから免れることができないのです。だからその際に、私は独身者等のこともあわせて考へて、まず基礎控除、それからもう一つ私は、地方税との関係もありまして、給与所得控除、こういうものも忘れないでこれは手をつけてもらわないといふけないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(松島五郎君)　御指摘のとおり、家族構成によりまして控除の適用される種類が異なりますので、ただいま扶養控除を幾ら引き上げても、独身者には及んでいかないという問題は御指摘のとおりでございまして、で、結局、控除金額を引き上げるといふ場合、どこに重点を置く、すなわちどういふ家族構成に重点を置くかという考へ方の問題であらうかと思ひます。全体について引き上げ、独身者も、あるいは五人家族の家庭も全部引き上げられることがあれば、一番望ましいわけではございまして、けれども、一定の減税財源というものを前提とした場合には、どこに重点を置くかといふことの問題について、ただいま御指摘の点は考へていかなければならぬと思ひます。

基礎控除を引き上げますと、御承知のとおり全体に及びますので、独身者についてももちろん適用があるわけではございまして、しかし配偶者控除なり扶養控除なり引き上げましたも、独身者には当然には及ばないという問題は、もちろんこれは申し上げるまでもないことではございまして、あるわけではございまして、給与所得控除の引き上げは、これは給与所得者については、独身者であらうと家

族を持つておられる方であらうと、ひとしく及ぶわけでございます。ただ、給与所得控除のような場合には、独身者でも四万円なら四万円は当然及んでくる。家族五人持つておられる方でも、同じ四万円しか及ばないということになると、生活費という面から見れば、相対的に家族持ちにとっては十分でないではないかという問題がございます。そこで、扶養控除の引き上げというようなものが組み合わされていかなければならぬ、かように考えるわけでございます。

○鈴木壽君 ですから私は、何も給与所得控除だけ引き上げたり、基礎控除だけ引き上げるという意味じゃなくて、そういうことをむしろ組み合わせながら重点的に考えていかないと、家族持ちはいのだけれども、独身者が、わずかの収入しか取れないものがやはり課税されるのだ、こういう事態が改善されないということから申し上げておるのです。確かに給与所得控除の問題、これは私いま申しましたように、単独に住民税だけということでは考えるわけにもいかないだろうと思う。これは所得税の関連もありますしね。しかし住民税の場合でも、いわゆる勤労者、これがやはり何と言ったらいかが、損したと言っちゃ悪いが、まあ仮借なくとられているわけですね。よくクロヨンとか何とか言うそうだけれども、やっぱり勤労者のことを考えてみますと、給与所得控除というものを、所得税もそう思いますが、所得税、住民税をあわせて、もっとこれは考えていかなければならない。と同時に、基礎控除も考えていく。こういうことがぜひ必要だと思ふので、何も扶養家族控除をするとか、そのかわり配偶者控除にどうという、そんなことじゃなくて、組み合わせの中でやるけれども、その点を特に考えていかなければ、ほんとうの意味の減税にはならぬぞと、こういうことを申し上げたいわけなんです。

基礎控除をかりに所得税の場合と匹敵させたような場合、どのくらいの金が、いまの時点で……。

○政府委員(松島五郎君) 基礎控除を一万円引き

上げますと、四十二年度ベースで約百二十億円の減税になります。現在、所得税の基礎控除は、今年度の改正予定が十五万円でございますので、差額が五万円になりますので、この五倍、五百億円をこえると思います。

○鈴木壽君 基礎控除の引き上げということは、それは全体に響く問題ですから、いわゆるその後減税をした場合の、控除額を引き上げて減税をした場合の、その後の処理というものは、これはなかなかいろいろ問題になると思いますけれども、しかし、私がいま申しましたように、そういう点までひとつ十分考えて、この住民税の負担の軽減ということをぜひやっていただきたいということを申し上げたいのであります。

参考のためにお聞きしますが、市町村民税の納税義務者と、さっき私は所得税の納税義務者のことを言いましたが、はつきりした比較の数字は何か出ておりますか。

○政府委員(松島五郎君) 住民税の所得割りの納税義務者は、四十一年度の調査では二千二百八十一万七千人でございます。これに對しまして、所得税の四十一年度、これは見込みでございますが、二千五百五十七万五千人でございます。

○鈴木壽君 ちょっとこの何といいますが、納税義務者の、市町村の住民税の場合のその推移と、それから所得税のそれと、何か次回あたりまでに表にしたいだきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(松島五郎君) 調製して提出をいたします。

○鈴木壽君 三十五年度あたりからいいですか。

○政府委員(松島五郎君) はい。

○委員長(仲原善一君) 速記をとめて。

○委員長(仲原善一君) 速記を起して。

○委員長(仲原善一君) 速記を起して。両案に對する本日の質疑はこの程度にいたします。次回は公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十九分散会

五月二十三日本委員会に左の案件を付託された。
一、地方税法等の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は五月十六日)
一、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は四月三日)

第六号中正誤
歩 段 行 誤
二 三 終わりから 自主
一 四 自由 押して

昭和四十二年六月一日印刷

昭和四十二年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局